

30 文科振第 265 号
平成 30 年 11 月 22 日

総合科学技術・イノベーション会議議長
安倍 晋 三 殿

文部科学大臣
柴 山 昌 彦

内閣府設置法第 26 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、次の事項について、理由及び別添のとおり案を添えて諮問します。

諮問第 18 号「特定胚の取扱いに関する指針の改正について」

理由

特定胚の取扱いに関する指針（平成 21 年文部科学省告示第 83 号）を改正するため案を作成したので、ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律（平成 12 年法律第 146 号）第 4 条第 3 項の規定に基づき、貴会議に意見を聴くことが必要なため。